

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱

（制定）平成27年7月13日付27都環公総地第534号

（目的）

第1条 この要綱は、スマートマンション導入促進事業実施要綱（平成26年3月31日付25環エ分第39号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するスマートマンション導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 電力需給契約 電力会社等が需要家の求めに応じ電気を引き渡し、需要家が引渡しを受けた電気の対価を支払う双務契約
- 二 電力需給ひっ迫警報 電気の需要量と供給量のバランスが悪化し、電力需給のひっ迫が予想される場合に、政府が需要家に対して一層の節電の協力を要請するために発出する警報
- 三 電力使用制限令 電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条第1項の規定に基づく経済産業大臣の命令又は勧告

（助成対象事業者）

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第41（1）に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及びその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象事業）

第4条 助成対象事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 実施要綱第4 1 (2) ア、イ及びウ(イ)に掲げる要件を満たすものであって、公社が必要かつ適切と認めたもの
- 二 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するスマートマンション導入加速化推進事業に係る補助金の交付対象として決定を受けていないもの

(助成対象設備)

第5条 本助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)は、実施要綱第4 1 (3)に定める設備であって、本助成金の助成対象となるシステム・機器として次条の規定により公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(助成対象システムの登録)

第6条 公社は、本助成金の補助対象となるシステムを募集する。

- 2 公社は、前項の募集に対し応募があったMEMS等のシステムについて審査を行い、要件を満たすものを本助成金の助成対象となるシステム・機器として登録する。
- 3 本助成金の助成対象となるシステム・機器の登録の要件及び方法等については、公社が別に定める。

(助成対象経費)

第7条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 1 (4)に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次にあげる経費は、助成対象としない。
 - 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。
 - 二 第11条第1項の規定により公社が交付の決定をした日の前に契約を締結したものにかかる経費。ただし、平成27年4月1日から平成27年8月31日までに契約を締結し、公社が別に定める期日までに書類を提出したものに係る経費は除く。
- 3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達又は助成対象事業者に係るものからの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

(本助成金の額)

第8条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1 (5)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施期間)

第9条 本事業の助成対象事業ごとの実施期間は、MEMSアグリゲータ等がエネルギー管理支援

サービス（以下「サービス」という。）の運用を開始した日から起算して少なくとも2年間とする。ただし、サービスの運用期間が2年に満たない場合はその期間とする。

（本助成金の交付申請）

第10条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間（天変地異等申請者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）その他の別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請において、実施要綱第4 1（1）イに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては当該事業者及び実施要綱4 1（1）アに掲げる助成対象事業者が、実施要綱4 1（1）ウに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施しようとする場合にあっては当該事業者並びに実施要綱第4 1（1）ア及びイに掲げる助成対象事業者が、それぞれ共同で申請しなければならない。

3 前項の規定は、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条、第20条第1項及び第24条第3項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

（受理の停止等）

第11条 公社は前条第1項の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金の額を超過した日（以下、「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金の額を超過しない範囲で受理するものを決定する。

3 公社は前条第1項の規定による申請を前項の規定により不受理とした場合、当該申請をした助成対象事業者に対し、不受理とした旨を助成金不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（本助成金の交付決定）

第12条 公社は、第10条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第10条第1項の申請をした助成対象事業者に対し、本条第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第8号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第13条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 実施要綱第4 2(1)アに掲げる事項を行うよう努めるとともに、サービスを開始した日から2年間の電力消費量に関する実績について、公社(本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都のことをいう。以下本条において同じ。)が報告を求めたときは、公社が別に定める方法により、これに応じること。

二 電力の需給ひっ迫等に関し、次の措置を実施すること(次号に該当する場合を除く。)

ア 電力需給契約を結ぶ電力会社等と、電力の不足が想定される場合に電力会社等からの要請に応じて本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において電力を削減する契約(以下「デマンドレスポンス契約」という。)を締結すること。

イ デマンドレスポンス契約に基づき電力会社等から要請があつた場合は、必ず電力を削減する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書(第10号様式)により、速やかに公社に報告すること。

三 電力需給契約を結ぶ電力会社等にデマンドレスポンス契約の形態がない場合又は本助成金の交付対象となった設備を設置する建物に適合するデマンドレスポンス契約がない場合には、電力の需給ひっ迫に関し、次の措置を実施すること。

ア 電力の不足が想定される場合に講じる対策について、節電対応届出書(第11号様式)により、公社に届け出ること。

イ 東京都を管轄する一般電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第二号の一般電気事業者をいう。)が公表する1日当たりの電力使用の見通しにおいて、電力使用率(電気の最大需要見込量を電気の供給可能量で除して算出する値をいう。)が97%以上である日においては、本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において、節電対応届出書(第11号様式)により届け出た対策を必ず実施し、実施した対策の内容については、節電対応実績報告書(第10号様式)により、速やかに公社に報告すること。

四 東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力の使用を抑制する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書(第10号様式)により、速やかに公社に報告すること。

五 目的を一とする事業に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

六 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

七 第15条第1項に該当し、助成事業を継続して実施しようとするときは、公社の承認を受けること。

- 八 公社が第23条第1項の規定により本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 九 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うときは遅滞なくこれに応ずること。

(申請の撤回)

- 第14条 助成事業者は、第12条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第12号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都へ報告するものとする。

(助成事業の承継)

- 第15条 助成事業者の地位の承継(相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。)が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業継続実施承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業継続実施(承認・不承認)通知書(第14号様式)により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の承認を行った場合には、都へ報告する。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第16条 公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

- 第17条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第15号様式)を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
 - 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
 - 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第18条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第16号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第19条 助成事業者は、第12条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第15条第1項に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

- 第20条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第17号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の規定による提出を、平成30年12月28日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第21条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第12条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第22号様式）により通知するものとする。

(本助成金の交付)

- 第22条 助成事業者は、前条の規定により額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第23号様式）を提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第23条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けた者（法人にあつては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定は、第21条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第24条 公社は、助成事業者に対し、第16条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第24号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項までの規定（前項で準用する第3項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するもの

とする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項において「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第25号様

式)により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第32に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第26号様式）により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第20条第1項に規定する工事完了報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかななければならない。

（調査等）

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項の規定（前項で準用する第1項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（指導・助言）

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

第32条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第33条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成27年7月13日付27都環公総地第534号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第10条関係必要書類）

	必要書類	備考
1	助成金交付申請書（第1号様式）	原本
2	誓約書（第2号様式）	原本
3	助成事業費提出見積一覧（第3号様式）	原本
4	事業計画書（第4号様式）	原本
5	システム構成図（第5号様式）	原本
6	計測・制御対象一覧（ポイントリスト）（第6号様式）	原本
7	助成事業除外住戸申告書（第7号様式）	原本
8	見積書	写し
9	設計図書（承認図）	写し
10	商業・法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）	原本
11	デマンドレスポンス契約の内容が分かる書類	写し
12	節電対応届出書（第11号様式） ※デマンドレスポンス契約がない場合	原本
13	建築確認申請書 ※新築の場合のみ	写し
14	返信用封筒（角型2号）2枚（送付先が記入されたもの）	－
15	その他公社が必要と認める書類	－

別表第2（第20条関係必要書類）

	必要書類	備考
1	工事完了報告書（第17号様式）	原本
2	事業報告書（第18号様式）	原本
3	エネルギー管理支援サービスのサービス契約書	写し
4	重要事項説明書 管理規約又は使用細則 賃貸契約書 同意書 等	写し
5	計測・制御対象一覧（ポイントリスト）（第6号様式）	原本
6	助成事業除外住戸申告書（第7号様式）	原本
7	電力需給契約に係る書類	写し
8	MEMS導入に係る契約書類（工事請負、リース等）	写し
9	見積金額推移書（第19号様式）	原本
10	助成事業者への請求書	写し
11	支払いが証明できる書類（振込完了証明、着金証明 等）	写し
12	（該当する場合のみ）利益排除計算書（根拠書類含む）	写し
13	発注区分（第20号様式）	原本

1 4	検収書、契約設計図書	写し
1 5	助成金口座振替依頼書（第 2 1 号様式）	原本
1 6	振込口座が確認できる書類（上記書類の振込口座が確認できる書類）	写し
1 7	工事写真	—
1 8	その他会社が必要と認める書類	—

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)

住 所
氏 名

⑩

(共同申請の場合は併記)

住 所
氏 名

⑩

〔 法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地 〕**スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請書**

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第10条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて申請します。

1 助成事業情報

助成事業の名称			
建物名称			
所在地	〒		
開始予定日	平成 年 月 日	終了予定日	平成 年 月 日
助成金交付申請額			
他の補助金情報			
実施上問題となる事項			

2 主申請者情報

種 別 ※該当するものに ☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 全戸のオーナー <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input type="checkbox"/> (法人格のない) 管理組合	
	<input type="checkbox"/> 集合住宅建設の事業主体 ※新築マンション等で管理組合等がまだ組織されていない場合のみ (<input type="checkbox"/> デベロッパー <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> その他 ())	
理事会で決定された日	平成 年 月 日	※全戸のオーナーが申請者の場合、記入不要

3 助成事業の担当者 ※オーナー、組合理事長などの情報を記入

組合名/会社名		所属/役職	
氏名		E-mail	
住所	〒		
電話番号		F A X	

4 建物の概要 ※新築の場合は、予定を記入

竣工年月日	年 月 日	規模	地 上 階 / 地 下 階
住戸数		床面積	m ²
契約電力会社※		契約電力※	k W
保有共用設備 ※該当するものに ☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV 充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池 (<input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛) <input type="checkbox"/> その他 ()		

※一括受電を導入しない場合は記入不要。新築マンションで一括受電の場合は見込みで記入すること。

誓約書

公益財団法人

東京都環境公社理事長 殿

スマートマンション導入促進事業(第二期)助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第10条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第23条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第24条に規定する助成金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

助成事業費提出見積一覧

見積 発行者	宛先	見積表題	助成事業に要する経費		助成対象経費	
			設備費	工事費	設備費	工事費
合計						

事業計画書

MEMS 事業者名称		助成事業の名称	
------------	--	---------	--

事業体制図

--	--	--	--

助成金申請計画

No	会社名・団体名	保有財産内容	助成金（予定）
申請予定助成金合計			

事業スケジュール

--	--	--	--

システム構成図

MEMS 事業者名称		登録システム番号	
------------	--	----------	--

※助成対象範囲を赤色で囲う等して対象範囲がわかるように記入してください。

計測	全体	パルス、合算など、計測対象を明確に記入すること	全体点数	点
	共用部	空調、照明など、計測対象を明確に記入すること	計測点数	点
	専有部	スマートメータ、CTセンサーなど、計測対象を明確に記入すること	計測点数	点
制御	共用部	空調、照明など、制御対象・方法を明確に記入すること	制御点数	点
	専有部	制御対象・方法を明確に記入すること	制御点数	点

※計測・制御対象一覧(ポイントリスト)を添付すること

計測・制御対象一覧（共用部ポイントリスト）

MEMS 事業者名称		登録システム番号	
------------	--	----------	--

No.	計測/制御	ポイント名称	分類	設置場所	機器名称	型式	緊急 制御対象
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>
6							<input type="checkbox"/>
7							<input type="checkbox"/>
8							<input type="checkbox"/>
9							<input type="checkbox"/>
10							<input type="checkbox"/>
11							<input type="checkbox"/>
12							<input type="checkbox"/>
13							<input type="checkbox"/>
14							<input type="checkbox"/>
15							<input type="checkbox"/>
16							<input type="checkbox"/>
17							<input type="checkbox"/>
18							<input type="checkbox"/>
19							<input type="checkbox"/>
20							<input type="checkbox"/>
21							<input type="checkbox"/>
22							<input type="checkbox"/>
23							<input type="checkbox"/>
24							<input type="checkbox"/>
25							<input type="checkbox"/>
26							<input type="checkbox"/>
27							<input type="checkbox"/>
28							<input type="checkbox"/>
29							<input type="checkbox"/>
30							<input type="checkbox"/>

※類似計測/制御ポイントが複数ある場合はまとめて記入してよい、その場合はポイント数を明記すること

計測・制御対象一覧（専有部ポイントリスト）

MEMS 事業者名称		登録システム番号	
------------	--	----------	--

No.	計測/制御	ポイント名称	分類	設置場所	機器名称	型式	緊急 制御対象
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>
6							<input type="checkbox"/>
7							<input type="checkbox"/>
8							<input type="checkbox"/>
9							<input type="checkbox"/>
10							<input type="checkbox"/>
11							<input type="checkbox"/>
12							<input type="checkbox"/>
13							<input type="checkbox"/>
14							<input type="checkbox"/>
15							<input type="checkbox"/>
16							<input type="checkbox"/>
17							<input type="checkbox"/>
18							<input type="checkbox"/>
19							<input type="checkbox"/>
20							<input type="checkbox"/>
21							<input type="checkbox"/>
22							<input type="checkbox"/>
23							<input type="checkbox"/>
24							<input type="checkbox"/>
25							<input type="checkbox"/>
26							<input type="checkbox"/>
27							<input type="checkbox"/>
28							<input type="checkbox"/>
29							<input type="checkbox"/>
30							<input type="checkbox"/>

※類似計測/制御ポイントが複数ある場合はまとめて記入してよい、その場合はポイント数を明記すること

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成事業除外住戸申告書

スマートマンション導入促進事業における助成金交付申請にあたり、助成事業への参加について同意が得られない住戸について、下記のとおり助成事業からの除外を報告いたします。

なお、申請者は、当該住戸の所有者が住戸の販売・賃借することによって住民が変わる場合、新たな住人に対する助成事業についての理解と参加についての責任を負います。

記

1 助成事業の名称				
2 除外住戸／全住戸				/
3 除外住戸及びその理由				
1	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
2	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
3	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
4	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
5	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
6	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
7	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	
8	号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません	

(注) 本紙に記載しきれない場合は、別紙を追加すること

平成 年 月 日

殿

公益財団法人東京都環境公社

スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの助成金交付申請書（以下「申請書」という。）により交付の申請があった標記助成金については、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号。以下「交付要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付けで申請があったスマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請書の助成事業情報の欄に記載のとおりとする。

2 交付決定日 平成 年 月 日

3 交付決定番号

4 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

<助成金交付決定額内訳>

(単位：円)

経費区分	補助対象経費(a)	本事業の助成金交付決定額 (a)×0.5
設備費		
工事費		
合計		

※千円未満切捨て

5 本助成金の交付の決定を受け、助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、別紙に示す交付条件に従って助成事業を実施しなければならない。この場合において、別紙において使用する用語は、スマートマンション導入促進事業実施要綱（平成26年3月31日付25環エ分第39号。以下「実施要綱」という。）及び交付要綱で使用する用語の例による。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第8号様式：別紙

- 1 MEMS事業者の行うエネルギー管理支援サービス（以下「サービス」という。）を活用して、既築の建物にあっては、MEMS設置前の建物の全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量と比較して、新築の建物にあってはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物の全体の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービスを開始した後2年間の電力消費量に関する実績について、公社（本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあっては、都のことをいう。以下同じ。）が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
- 2 電力の需給ひっ迫等に関し、次の措置を実施すること（3に該当する場合を除く。）。
 - ア 電力需給契約を結ぶ電力会社等と、電力の不足が想定される場合に電力会社等からの要請に応じて本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において電力を削減する契約（以下「デマンドレスポンス契約」という。）を締結すること。
 - イ デマンドレスポンス契約に基づき電力会社等から要請があった場合は、必ず電力を削減する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。
- 3 電力需給契約を結ぶ電力会社等において、デマンドレスポンス契約の形態がない場合又は本助成金の交付対象となった設備を設置する建物に適合するデマンドレスポンス契約がない場合には、電力の需給ひっ迫に関し、次の措置を実施すること。
 - ア 電力の不足が想定される場合に講じる対策について、節電対応届出書（第11号様式）により、公社に届け出ること。
 - イ 東京都を管轄する一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第二号の一般電気事業者をいう。）が公表する1日当たりの電力使用の見通しにおいて、電力使用率（電気の最大需要見込量を電気の供給可能量で除して算出する値をいう。）が97%以上である日においては、本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において、節電対応届出書（第11号様式）により届け出た対策を必ず実施し、実施した対策の内容については、節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。
- 4 前項の場合に該当しない場合においても、東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力の使用を抑制の上、その内容を節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。
- 5 目的を一とする事業に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 6 この要綱、本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うものとする。
- 7 第15条第1項に該当するときは、あらかじめ公社の承認を受けること。
- 8 公社が第23条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

- 9 会社が第24条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、会社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 10 会社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うときは遅滞なくこれに応ずること。
- 11 助成事業者は、以上の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守しなければならない。

殿

公益財団法人東京都環境公社

スマートマンション導入促進事業に係る助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けの助成金交付申請書（以下「申請書」という。）により交付の申請があった標記助成金については、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）（第11条第1項/第12条第1項）の規定に基づき、下記のとおり交付しない旨決定しましたので、（第11条第3項/第12条第3項）の規定に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

（備考）用紙は日本工業規格A4とする。

（日本工業規格A列4番）

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業に係る節電対応実績報告書

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第13条第1項第2号から第4号までの規定に基づき、下記のとおり節電対応を実施し電力の使用を抑制しましたので報告します。

記

1 助成事業の名称・交付決定番号

(交付決定番号：)

2 節電要請等の内容

節電要請等のあった日又は期間：

※該当するものに☑をつけてください。

- デマンドレスポンス契約上の要請（第2号関係）
- 電力使用見通しによる対応（第3号関係）
- 電力需給ひっ迫警報（第4号関係）
- 電力使用制限令（第4号関係）

3 節電対策の内容

(注) 節電対応期間及び直近1週間の電力等が確認できる資料のコピーを添付すること。

MEMS事業者名称		担当者名	
-----------	--	------	--

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業に係る節電対応届出書

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第13条第1項第3号アの規定に基づき、電力の需給ひっ迫時等電力の不足が想定される場合には、次のとおり節電対策を実施することを届け出ます。

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の交付対象となった設備を設置する建物
- 3 節電対策の内容

対策	具体的な内容

- 4 節電量の見込み

キロワット減（最大需要電力の %減）

MEMS 事業者名称		担当者名	
------------	--	------	--

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請撤回届出書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金についてスマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第14条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

助成事業の名称 (交付決定番号)	()
交付申請年月日	平成 年 月 日
撤回の理由	
連絡先	(電話番号) (携帯電話)
※受付欄	

MEMS事業者名称		担当者名	
-----------	--	------	--

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成事業継続実施承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定のあつた標記助成金に係る助成事業者の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称 (交付決定番号)	()
2 旧助成事業者名	
3 事業所名	
4 設備の名称	
5 助成事業者の地位の承継理由	
6 交付決定年月日	
7 交付決定金額	

MEMS 事業者名称		担当者名	
------------	--	------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成 年 月 日

殿

公益財団法人東京都環境公社

スマートマンション導入促進事業助成事業継続実施（承認・不承認）通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった下記の助成事業の継続実施について、（承認・不承認）としますので、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第15条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 助成事業の名称 (交付決定番号)	()
2 旧助成事業者名	
3 事業所名	
4 設備の名称	
5 助成事業者の地位の承継理由	
6 交付決定年月日	
7 交付決定金額	

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成事業助成事業計画変更申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業についてスマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第17条第1項の規定に基づき、助成事業計画変更を申請します。

事業の名称 (交付決定番号)	()
変更の内容	
変更の理由	
変更による影響	
変更後の助成事業に要する経費等	別紙「経費状況変更内訳書」による。
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

経費状況変更内訳書

(単位：円)

経費区分	助成事業に要する経費		助成対象経費			助成金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額
設備費								
工事費								
合計								

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地)

スマートマンション導入促進事業住所等の変更届出書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記事業についてスマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第18条の規定に基づき、住所等の変更について届け出ます。

助成事業の名称 (交付決定番号)	()
---------------------	-----

変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1. 法人登記住所の変更		
2. 組織変更（株式会社化など）		
3. 代表者変更		
4. その他		

MEMS 事業者名称		担当者名	
------------	--	------	--

(注) 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること（登記簿謄本、定款など）。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業工事完了報告書

平成 年 月 日付で交付決定のあった標記事業について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	()
交付決定年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
助成金の交付決定額	円

(注) 補助事業の収支決算については、別紙にて提出すること。

MEMS 事業者名称		担当者名	
------------	--	------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

経費区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	助成対象 経費	助成金額	助成対象 経費	助成金額	助成対象 経費	助成金額
設備費						
工事費						
合計						

(単位：円)

経費区分	決算額				差引	備考
	収入	支出				
	助成金額 収入額	助成対象経費 実績額	助成対象経費 限度額	助成金額		
設備費						
工事費						
合計						

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

事業報告書

1. 申請者情報

種別	<input type="checkbox"/> 全戸のオーナー <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input type="checkbox"/> （法人格のない）管理組合 <input type="checkbox"/> 集合住宅建設の事業主体 ※分譲マンション等で管理組合がまだ組織されていない場合のみ （ <input type="checkbox"/> デベロッパー <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ））
----	--

2. 助成事業概要

助成事業の名称			
事業概要			
建物名称			
所在地	〒	東京都	
開始日	平成 年 月 日	終了日	平成 年 月 日

3. 建物の概要 ※新築の場合は、予定を記入

竣工年月日	平成 年 月 日	規模	地上 階 / 地下 階
住戸数	戸	床面積	m ²
契約電力会社※1		契約電力※2	kW
保有共用設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池（ <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

4. 助成事業内容

サービス名称		エネルギー管理支援サービス開始日	平成 年 月 日
サービス内容	<input type="checkbox"/> エネルギー管理支援サービス <small>※10%以上の節電が見込める根拠となるものを添付すること</small> <input type="checkbox"/> 一括高圧受電 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> セキュリティ その他（ ）	節電見込み	年 kWh / 全体 %
契約期間	年間	契約戸数	対象 戸 / 全 戸
◆MEMSに関する情報			
契約形態	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> サービス契約に含む（無償貸与） <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO <input type="checkbox"/> その他		
計測	<input type="checkbox"/> 全体（ <input type="checkbox"/> パルス値 <input type="checkbox"/> 合算値）		
共用部	<input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池（ <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛） <input type="checkbox"/> その他		
専有部	<input type="checkbox"/> 全体（ <input type="checkbox"/> パルス値 <input type="checkbox"/> CTセンサー） <input type="checkbox"/> その他		
制御			
共用部	<input type="checkbox"/> 人的制御 <input type="checkbox"/> 自動制御 <input type="checkbox"/> 制御を行わなくても節電見込みを達成できる <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池（ <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛） <input type="checkbox"/> その他		
専有部	<input type="checkbox"/> 人的制御 <input type="checkbox"/> 自動制御（ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> その他（ ））		

5. 助成事業経費

経費区分	助成事業に要する経費	うち、助成対象経費	助成率	助成金の額
設計費			1 / 2	
工事費				
合計額				

※助成額の合計額はそれぞれ2分の1の合計。

6. 助成金申請計画

NO	会社名・団体名	保有財産内容	助成金換算
1			
2			
3			
4			
申請助成金合計			

7. スマートマンション評価制度

交付申請時評価シート提出	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
完了時評価変更	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

8. MEMS 事業者の情報

MEMS 事業者名称	
担当者名	

見積金額推移書

交付決定番号	
助成事業の名称	

	見積日付	見積区分	見積金額	見積変更理由	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第20号様式（第20条関係）

MEMS 事業者名称	
助成事業の名称	

発注区分

(単位：円)

費目	工事件名	1	2	3	4	費目合計
		注文主				
		発注先				
助成事業に 要する経費	I.設備費					
	II.工事費					
	III.諸経費					
	合計					
	消費税					
	精算見積 合計					
助成対象外 費用	助成対象外 控除内容					
	I.設備費					
	II.工事費					
	III.諸経費					
	合計					
助成対象 経費	I.設備費					
	II.工事費					
	III.諸経費					
	合計					

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

住所
氏名

印

（法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地）

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金口座振替依頼書

スマートマンション導入促進事業に係る助成金については、以下の預金口座へ振り込んでください。

1. 助成事業の名称・交付決定番号

（交付決定番号： ）

2. 助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入。

金融機関										<p>■口座名義人欄の記載方法に関する注意</p> <p>※カタカナで御記入ください。</p> <p>※濁点・半濁点は一文字として扱います。</p> <p>※口座名義が前株の場合は、「カ〇〇〇」、後株の場合は、「〇〇〇カ」と御記入ください。</p> <p>※口座名義が枠内（30文字）を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを御記入ください。</p>
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名						
支店コード (数字3ケタ)				支店名						
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください)						
普通・当座 その他 ()										
口座名義人 (カナ記入)										

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳等）のコピーを添付すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成 年 月 日

殿

公益財団法人東京都環境公社

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金確定通知書

平成 年 月 日付 都環公総地第 号により交付決定した事業
について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成
27年7月13日付27都環公総地第534号）第21条第1項の規定に基づき、
助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定番号
- 3 助成金交付確定額 円

（備考）用紙は日本工業規格A4とする。

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	()
建物の所在地	
交付請求額	円
工事完了年月日	平成 年 月 日
※受付欄	

(注) ※印の欄には、記入しないこと。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

(日本工業規格A列4番)

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)

住 所

氏 名

Ⓜ

(共同申請の場合は併記)

住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地)

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金返還報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第24条第3項の規定に基づき、助成金を返還しましたので報告します。

1. 助成事業の名称 (交付決定番号)	()			
2. 建物名				
3. 既に交付を受けている 助成金額				
4. 返還請求額及び年月日	返還金	平成	年	月 日
	加算金	平成	年	月 日
	延滞金	平成	年	月 日
5. 返還実施額及び年月日	返還金	平成	年	月 日
	加算金	平成	年	月 日
	延滞金	平成	年	月 日
6. 加算金及び延滞金の算 出根拠				
7. 未納返還額	返還金	平成	年	月 日
	加算金	平成	年	月 日
	延滞金	平成	年	月 日

MEMS 事業者名称		担当者名	
------------	--	------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住 所
氏 名 ⑩
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認申請書

平成 年 月 日付で交付決定のあった標記助成事業について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第28条第1項第二号の規定に基づき、取得財産等処分の承認を申請します。

助成事業の名称 (交付決定番号)		()
処分しようとする取得財産等及びその理由		
処分の 相手方	住所	
	氏名	
	使用場所	
	目的	
処分の条件及び金額		
※受付欄		

(注) ※ 印の欄には、記入しないこと。

※ 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方、条件及び金額について記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

殿

公益財団法人東京都環境公社

スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった助成事業の取得財産等の処分について、承認したので、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第28条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)		
処分する取得財産等及び その理由		
処分の 相手方	住所	
	氏名	
	使用場所	
	目的	
算出金の納付完了日		平成 年 月 日